

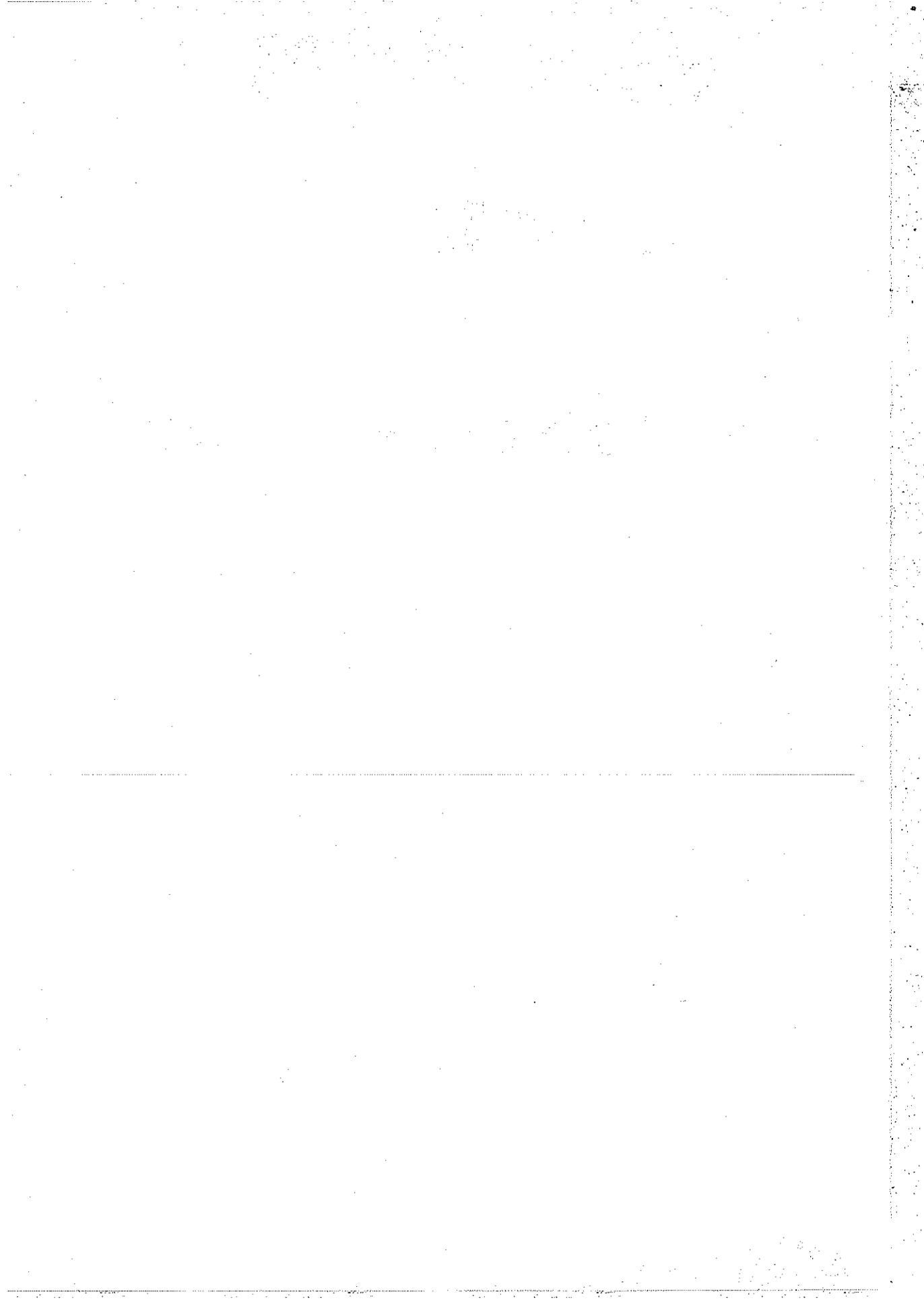
昭和55年 2 月20日開会

昭和55年 2 月20日閉会

# 和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

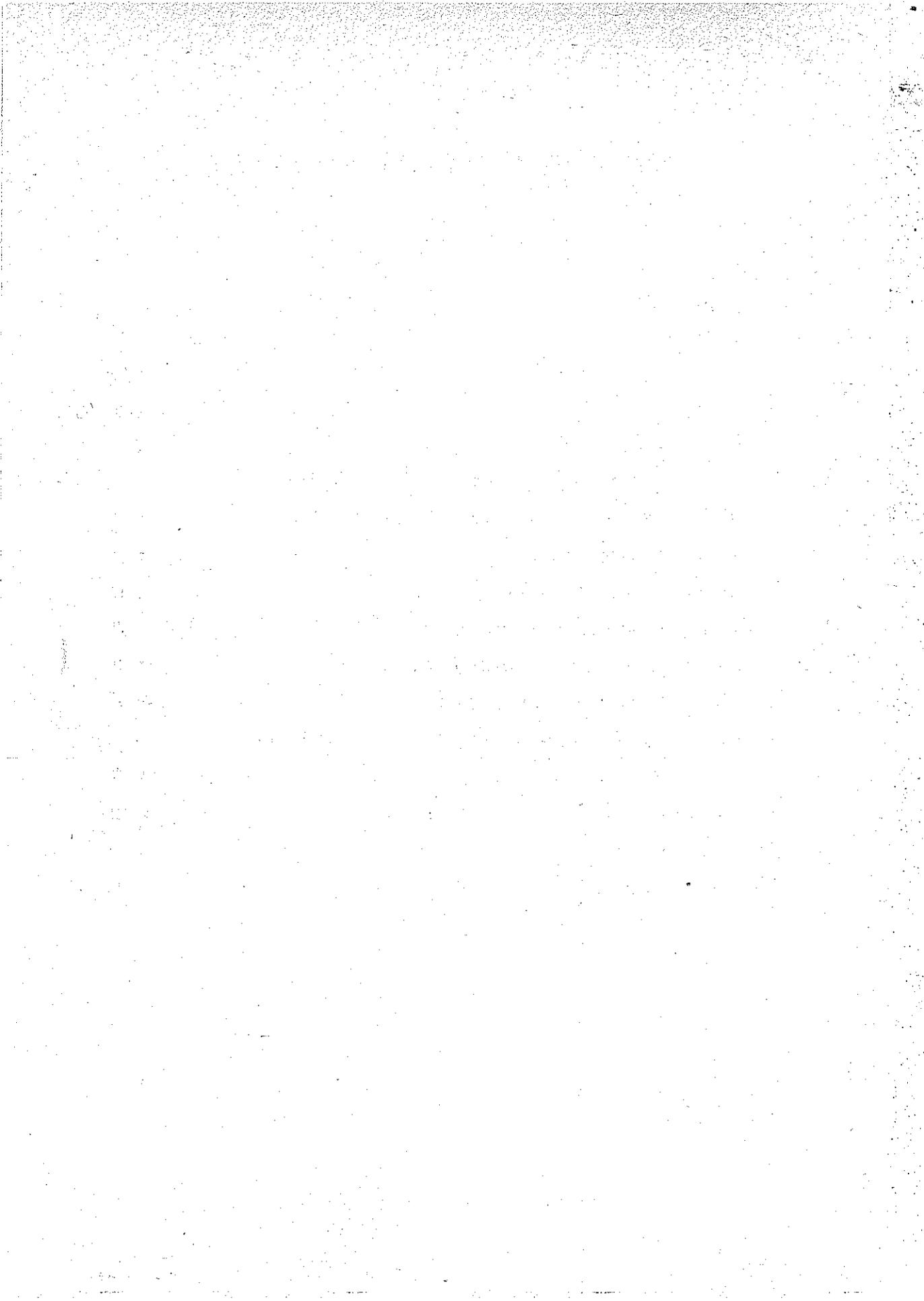
和 泉 市 議 会



# 昭和55年度和泉市議会第1回臨時会議録目次

昭和55年2月20日（水曜日）

○ 出席議員、欠席議員	3 頁
○ 議事説明員その他	3 頁
○ 開会宣告（午前10時20分）	3 頁
○ 市長開会あいさつ	3 頁
○ 日程第1 会議録指名議員の指名について （15番 横田憲治郎、16番 木下甲子三、17番 穴瀬克己）	4 頁
○ 日程第2 会期の決定について（2月20日～2月25日 6日間）	4 頁
○ 日程第3 助役の選任について	4 頁
○ 日程第4 公平委員会委員の選任について	7 頁
○ 日程第5 教育委員会委員の選任について	9 頁
○ 日程第6 昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第5号）	11 頁
○ 日程第7 福祉施策切り捨てに反対する決議	38 頁
○ 日程第8 電気・ガス料金大幅値上げをはじめ一連の公共料金値上げに 反対する決議	40 頁
○ 閉会宣告（午後4時10分）	42 頁
○ 市長閉会あいさつ	42 頁
○ 議長閉会あいさつ	42 頁



昭和55年2月20日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

2番	天堀博君	16番	木下甲子三君
3番	橋本佳行君	17番	穴瀬克己君
5番	仁井明君	18番	池辺秀夫君
6番	大谷昌幸君	19番	貝淵博治君
7番	金沢勝君	20番	田中包治君
8番	成田秀益君	21番	直村静二君
9番	松下定君	22番	勝部津喜枝君
10番	山口義一君	23番	三井正光君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上国治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

欠席議員（2名）

1番	寺田茂君	25番	竹内修一君
----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財政課長	大塚孝之
助役	坂口礼之助	同和对策部長	中西淳富
収入役	中塚白	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
参与兼市長公室長 事務取扱	西川喜久	同和对策部次長	橋本昭夫
参与兼都市整備部長 事務取扱	林徳次	市民部長	富田宏之
秘書広報課長	石本博信	市民部次長兼 福祉事務所長	逢野博之
財務部長	麻生和義	産業衛生部長	広岡史郎
財務部次長	北野敦雄	産業衛生部次長	角谷泰夫

建設部長	森 保	消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫
建設部次長	吉田日出男	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	杉本弘文
都市整備部理事	門川 祿朗	用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井益一
都市整備部理事兼 計画調整室長事務取扱	中山重光	教育委員長	堀内由延
用地対策室長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	逢野一郎	教 育 次 長	平野誠蔵
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂貞士	管 理 部 次 長	青木孝之
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	内田 繁	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会 事務局長	岸田秀仁
水道部次長	西川武雄	監 査 委 員	久光喜多男
会計課長	赤田 儔信	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
消 防 長	松村吉堯	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させます。

---

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

---

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議事係長	西川 正
議事係	佐土谷 茂一
議事係	川崎政勝

---

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第1回臨時会議日程

(2月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案 第1号	助役の選任について	
4	議案 第2号	公平委員会委員の選任について	
5	議案 第3号	教育委員会委員の選任について	
6	議案 第4号	昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第5号)	
7	決議 第1号	福祉施策切り捨てに反対する決議	
8	決議 第2号	電気・ガス料金大幅値上げをはじめ一連の公共料金値上げに反対する決議	

(午前10時20分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ多数御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

これより昭和55年第1回臨時会を開催いたします。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告します。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。竹内議員さん、寺田議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまふ。現在、22名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(池辺秀夫君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程はお手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

○ 市長（池田忠雄君） 本日、ここに昭和55年和泉市議会第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会に御提案申し上げます議案は、「助役の選任について」外3件でございます。議案の内容につきましては、別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜わりまして御議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第一「会議録署名議員の指名」を行います。

本件につきましては、会議規則第108条の規定に基づき、15番・横田憲治郎君、16番・木下甲子三君、17番・穴瀬克己君、以上3名を指名いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、2月20日より2月25日までの6日間といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、会期を本日より2月25日までの6日間と決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第3「助役の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第1号

#### 助 役 の 選 任 に つ い て

次の者を助役に選任するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求めらる。

昭和55年2月20日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

住 所  
氏 名  
生年月日  
職 業

議案第1号参考資料

〔1〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてこれを解職することができる。

（副知事及び助役の欠格事由）

第164条 公職選挙法第11条第1項の規定に該当する者は、副知事又は助役となることができない。  
（注1）

2. 略

（副知事及び助役の兼職・兼業禁止及び事務引継）

第166条 副知事及び助役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2. 第141条、第142条及び第159条の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。  
（注2）

3. 略

（注1） 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定に該当する者

(1) 禁治産者

(2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

(3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(4) 法律で定めるところにより行なわれる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

（注2） 地方自治法第141条の規定（要旨）

○普通地方公共団体の長は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は

常勤の職員と兼ねることができない。

地方自治法第142条の規定（要旨）

- 普通地方公共団体の長は、その地方公共団体等に対し請負をする者又は主として同一行為をする法人の取締役等であることができない。

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

助 役	任 期 満 了 日
坂 口 礼 之 助	昭和55年 2 月25 日

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を求めます。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第1号「助役の選任について」、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

現助役坂口礼之助氏の任期が来る2月25日をもちまして満了となりますので、再度、同氏を助役に選任するについて議会の御同意を賜りたく、御提案を申し上げる次第でございます。

坂口礼之助氏の経歴等につきましては、すでに議員皆様方には御承知のとおりであります。いまさら私から委細申し上げるまでもございませぬが、昭和10年4月旧北池田村役場に就職せられ、30有余年の長きにわたり和泉市職員として勤められ、この間総務部長等を歴任いたしまして昭和51年2月、議会の御同意を得まして助役に選任され、現在に至っております。

住所は、和泉市伏屋町226番地で、生年月日は、大正12年3月29日生まれでございます。

氏は、人格円満にして高潔な方であり、加えて地方自治行政の経験もきわめて豊富で助役として適任者であると存じ、ここに再度選任する次第でございます。何とぞ議会の皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第1号を原案どおり同意することに決めます。

○

- 議長（池辺秀夫君） この際、選任同意を受けました助役さんからごあいさつを受けます。（助役就任のあいさつ）
- 助役（坂口礼之助君） ただいま私の助役2期目の選任につきまして議員皆様方の御同意を賜

り、本当にありがとうございます。身に余る光栄と存じまして、心から厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、私は浅学非才の身でございまして、その上体に大きな欠陥を持ってございます。過去4年間、市の助役としての重責を果たし得ましたのも、ひとえに議員皆様方の温かい御指導と御支援のたまものでございまして、かつ市職員の方々の心強い協力のおかげと常々感謝している次第でございます。このたび助役2期の御選任をいただきまして、心を新たにしてこの重責を全うすべく決意をいたしている次第でございます。

和泉市も本年で市制施行以来25周年を迎えることになりました。成熟いたしました大人の領域に到達したと申せると思います。しかし、大人は大人としての悩みがあり、苦勞もございませうように、和泉市も多くの困難な問題を抱えてございます。その中で特に財政の健全化が緊急、重要な課題でございます。また、本市にとってかつてない大型プロジェクトでございます和泉中央丘陵の開発整備事業等々、多くの課題がございます。私は心を新たにしてこれらの課題に対しまして、微力ではございますが、議員皆様方の御期待に沿うべく全力を傾注してまいりたいと存じます。どうぞ今後ともよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、御礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第4「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第2号

#### 公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するについて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

昭和55年2月20日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 2 号参考資料

〔Ⅰ〕 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）抜粋

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第 9 条 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもって組織する。

2. 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3. 第 16 条各号（第 4 号を除く。）の一に該当する者又は第 5 章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。

4. 委員の選任については、そのうちの 2 人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5～9 略

10. 委員の任期は、4 年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 略

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

公平委員会委員	任期満了日
松 田 金之助	昭和 55 年 2 月 25 日

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を求めます。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第 2 号「公平委員会委員の選任について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

現在、公平委員会委員として御尽力を賜っております松田金之助氏は、来る 2 月 25 日をもって任期満了となっておりますが、引き続き松田金之助氏を公平委員会委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

松田金之助氏は、昭和 43 年 2 月に公平委員会委員に選任せられ三期歴任されており、昭和 50 年 4 月より委員長として御活躍を賜っております。氏は人格高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関して正しい理解と適切な判断をもって当たられ、公平委員会委員としてまことに適任者であると存じます。

住所は、和泉市太町 145 番地の 29、生年月日は、明治 37 年 2 月 15 日生まれでございます。何とぞよろしく御審議をいただきまして御選任を賜りますようお願い申し上げます。提案の

理由といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 2 号を原案どおり同意することに決めます。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 5 「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 3 号

#### 教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

昭和 55 年 2 月 20 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 3 号参考資料

〔1〕 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜すい

（任 命）

第 4 条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2. 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

(1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3. 委員の任命については、そのうち 3 人以上（前条ただし書の規定により委員の数を 3 人とする町村にあっては、2 人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

教育委員会委員	任期満了日
藤井 謹 市	昭和55年2月25日

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を求めます。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第3号「教育委員会委員の選任について」、提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本市教育委員会委員として教育行政の運営に格段の御尽力をいただいております藤井謹市氏が、来る2月25日をもって任期満了となっておりますが、引き続き藤井謹市氏を教育委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

藤井謹市氏は御承知のとおり、昭和51年2月議会の御同意を得まして教育委員として就任せられ、現在に至っております。氏は人格高潔で教育・学術並びに文化に対して確たる識見を有しておられ、住所は、和泉市伯太町4丁目12番1号で、生年月日は昭和5年4月16日生まれ、洋らん園を経営されております。

本市教育委員として最適任者であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第3号を原案どおり同意することに決めます。

○

- 議長（池辺秀夫君） この際、同意を受けました教育委員さんよりごあいさつの申し出がありますので、これを受けます。

ここで皆さんに御了解を願いたいと思いますが、先ほど選任同意されました公平委員の松田さ

んには、現在、所用のため渡米されておりますので、よろしくお願いたしたい旨の伝達がありましたので、よろしく御了解願いたく存じます。

(教育委員就任あいさつ)

- 教育委員(藤井謹市君) ただいま教育委員として選任いただきました藤井謹市でございます。もとより浅学非才でございますが、任期を通じましてさらに勉強いたしますとともに、誠意をもって事に臨む覚悟でございます。議会議員さんの諸先生方を初め、関係諸機関の皆様方の御支援、御鞭撻を仰ぎながら、なお一層努力いたす所存でございます。どうぞよろしくお願いたします。簡単粗辞ではございますが、ごあいさつといたします。(拍手)

○

- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第6「昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第4号

#### 昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第5号)

昭和54年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,235,077千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和55年2月20日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		104,790	12,635	117,425
	2. 地方道路譲与税	28,690	12,635	41,325

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 自動車取得税金 交付金		129,095	27,904	156,999
	1. 自動車取得税金 交付金	129,095	27,904	156,999
5. 地方交付税		3,723,597	85,000	3,808,597
	1. 地方交付金	3,723,597	85,000	3,808,597
7. 分担金及負担金		306,122	8,297	314,419
	2. 負担金	283,072	8,297	291,369
8. 使用料及手数料		268,097	△ 26,712	241,385
	1. 使用料	226,756	△ 26,712	200,044
9. 国庫支出金		4,418,152	△ 11,226	4,406,926
	1. 国庫負担金	2,044,602	△ 11,226	2,033,376
10. 府支出金		1,373,499	11,762	1,385,261
	1. 府負担金	140,684	△ 1,408	139,276
	2. 府補助金	1,124,293	13,170	1,137,463
14. 諸収入		3,430,875	△ 640	3,430,235
	4. 雑収入	3,174,544	△ 640	3,173,904
歳入合計		22,128,057	107,020	22,235,077

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,821,962	5,000	1,826,962
	7. 同和対策費	249,303	5,000	254,303
3. 民生費		5,568,656	31,422	5,600,078
	1. 社会福祉費	2,096,613	45,464	2,142,077
	2. 児童福祉費	1,830,370	△ 14,042	1,816,328
8. 土木費		3,778,891	25,000	3,803,891
	4. 都市計画費	970,232	25,000	995,232
10. 教育費		3,987,391	45,598	4,032,989
	2. 小学校費	2,718,637	27,996	2,746,633
	3. 中学校費	349,006	12,624	361,630
	4. 幼稚園費	376,154	4,018	380,172
	5. 社会教育費	243,851	960	244,811
歳出合計		22,128,057	107,020	22,235,077

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を求めます。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第4号「昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」について、御提案を申し上げるに至った経過と理由の御説明を申し上げたいと存じます。

御説明に入る前に、議長さんを初め議員さん各位に対し、私の不手際から本市の同和行政の執行に関し、多大の御心痛と御迷惑をおかけいたしましたことを心からおわびを申し上げますとともに、市理事者はもとより幹部職員一同、心底から反省をいたしております。

54年度当初予算案の編成の際、財政再建団体の指定寸前という窮迫した財政危機の中で、何とか自主再建の方途で健全化を図るべく、歳出経費の見直し、歳入の確保を柱としたあらゆる方法を検討し、財政再建計画を内部で策定させていただき、その計画に基づき当初予算案を御審議賜り、御議決をいただきました。同和行政に関連する諸制度・諸対策につきましても、個人給付金の減額、補助金、助成金の削減、住宅使用料、保育料、入浴料金等の引き上げを実施すべく、それぞれの改定の内容で当初予算を編成いたしました次第でございます。

しかし、いかに財政再建が私に課せられた至上命令とは申せ、従来からとられてきた地元支部との十分な協議を抜きにして議会に御提案を申し上げ、また、議会における審議の中でも、強い御指摘と御注意を賜ったにもかかわらず私ども理事者が判断を誤り、議員さん各位に多大の御迷惑をおかけいたしましたことを重ねておわびを申し上げます。

昨年の2月以降、20回近い私どもと地元支部との交渉、折衝の中で、これらの事項について協議を重ねてまいりましたが、同和問題の本質、克服すべき低位性の実態、各制度・対策の歴史的な積み重ねの経過等が明らかになるにつれ協議が難航、平行線をたどり、本年に至りました。

年度末を目前に控え何とか解決を図るべく、この実情を同和対策特別委員会に御説明申し上げ、解決への御調整をお願い申し上げた次第でございます。特別委員会におきましても厳しい御叱責をいただきましたが、このような事態に至りましたのも、すべて私ども理事者の不手際の結果でございまして、まことに申しわけなく、心から反省をいたすとともに、御心痛をおかけいたしました正副議長さん、同和対策特別委員会正副委員長さん、各委員さん並びに議員さん各位に対し重ねておわびを申し上げます。

その後、本年1月14日、2月2日、2月12日の3回にわたり同和対策特別委員会を開催いただき、これら事項について御調整、おとりまとめをいただき、本議案を私から御上程申し上げられる事態と相なりましたことにつきまして、議員さん各位に対し心から御礼を申し上げます。

それでは、本補正予算案に関係いたします同和行政の諸制度・対策について、内容の御説明を申し上げます。

まず、個人に係る給付制度、教育委員会関係の小中学校児童生徒に対する給食費及び就学奨励費の補助、幼稚園児に対する給食費の補助。市民部関係の保育園児に対する給食費の保護者の一部負担、老人に対する給付金、入浴券の給付、一泊研修費の補助、身体障害者、精神薄弱者に対する給付金、一泊研修費の補助等については、53年度の実績に基づき54年度も実施させていただきたいと存じます。

次に、保育料につきましては、55年2月分から、53年度に比較して平均22%の増額で御負担をお願いしたいと存じます。

次に、改良住宅の使用料につきましては、55年2月分から、現行共益費を含め、3DK月額3,500円を4,500円に、2LDK 3,000円を4,000円に改定をお願いしたいと存じます。

次に、支部活動助成金につきましては、同和対策特別措置法の内容充実等付帯決議の実現、悪質な地名総鑑等の続出等に見られる部落差別のなお厳しい社会情勢等を考えますと、一層の活動助成が必要であります。本市の財政実態も勘案し、53年度実績2千7百万円から二百万円を減額し、二千五百万円の助成をいたしたいと存じます。

次に、浴場運営委託料につきましては、当初予算編成の際、入浴料金等の改定により独立採算の方向で運営をお願いすべく、委託料を計上いたしませんでした。地元浴場運営委員会では鋭意本市の財政事情及び住民の方々の意向を十分に勘案し、大人の入浴料を30円から60円に改定され、54年9月1日から実施をいただきました。

しかしながら、実施月のおくれ及び異常な重油代の高騰等により、54年度末において千百六十万円余の赤字が生ずる実情でございます。いずれにいたしましても、見通しの誤った私ども理事者の責任でございます。御協力をいただきました地元浴場運営委員会の方々に御礼を申し上げるとともに、議員さん各位に対し深くおわびを申し上げ、委託料の補正をお願い申し上げたいと存じます。

以上が、本補正予算案に関連いたします同和対策の諸事項の主な内容でございます。私の不手際により、議員さん各位に対し、本当に御心痛と御迷惑をおかけいたしましたことを改めて重ねておわびを申し上げます。詳細な内容の御説明は引き続き財務部長からいたさせますが、何とぞよろしく御審議を賜りますよう心からお願いを申し上げます。私の提案の理由並びに内容の御説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○ 財務部長（麻生和義君） 引き続きまして、予算の内容について御説明を申し上げたいと存じます。議案書9ページでございます。

まず第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7百2万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ202億3千

5百7万7千円といたすものでございまして、補正後の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算について、事項別明細書により歳出からその内容を御説明申し上げます。

まず、総務費でございますが、同和対策費といたしまして、和泉支部助成金5百万円の追加計上をいたしました。

次に、民生費でございますが、社会福祉費につきましては、身体障害者並びに老人の研修費、給付金等の追加計上、医療助成費の調整並びに共同浴場管理運営委託料の計上でございます、4千5百46万4千円の追加計上でございます。児童福祉費につきましては、児童手当扶助費千4百4万2千円の更正減額でございます。

なお、保育園、同和関係給食費追加所要額2百83万円につきましては、既定経費の枠内で措置させていただきました。

次に、土木費でございますが、都市計画費の浸水対策費として、伏尾幹線排水事業費1千万円また、地域整備調整費として、報償費千5百万円計上いたした次第でございます。

次に、教育費でございますが、給食費等の光熱水費の追加と、行政協定に基づく児童等の委託料の計上でございます、小学校費2千7百99万6千円、中学校費千2百62万4千円、幼稚園費4百1万8千円をそれぞれ追加計上いたしました。また、社会教育費につきましても、図書館運営費として、96万円の追加計上でございます。

なお、手当関係、幼稚園、小中学生に対する給食補助金3百63万4千円及び小中学校就学奨励費追加所要額2百46万1千円につきましては、既定経費の枠内で措置させていただきました。よろしく御了承をお願い申し上げます。

以上が歳出予算でございます。総額1億7百2万円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これから歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

地方譲与税千2百63万5千円、自動車取得税交付金2千7百90万4千円、地方交付税につきましては特別交付税8千5百万円、それぞれ今後の見通し、決算見込み等を勘案いたしまして追加計上いたしました。

次に、分担金及負担金でございますが、保育所措置費負担金170万3千円の更正減額、伏尾幹線排水路整備事業負担金1千万円を計上いたしました。

使用料及手数料でございますが、保育所私的契約児保育料7百万円、住宅使用料千9百71万2千円のそれぞれ更正減額でございます。

国庫支出金並びに府支出金につきましては、歳出予算との調整でございます、国庫支出金千百22万6千円の更正減額、府支出金千百76万2千円の追加計上をいたしました。

次に、諸収入でございますが、養護学校通学タクシー負担分 64 万円を更正減額いたしました。以上が、歳入予算でございますが、総額 1 億 7 百 2 万円の追加計上と相なる次第でございます。以上が、昭和 54 年度和泉市一般会計補正予算（第 5 号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願いをいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 13 番（赤阪和見君） 2、3 点お伺いいたしたいと思います。

いまの市長の説明からいろいろ不手際、不手際という言葉が出てましたが、これは当初に予算編成されて、支部とのやりとりの中で執行できなかった、こういうことですね。それについて、市長は一体どのように今後責任をとられるのか。議会で議決されたものがあくまでも執行できないということは大きな問題やと思います。そういう点ちょっとお聞かせ願いたい。

それから、项目的に聞かせていただきますが、21 ページの身体障害者と老人に対する夏期歳末給付金の追加、これは夏期も歳末も終わっておりますので支払い済みですか、それとも、まだ支払いはされてない、後で追加して払おうとしているのか、お伺いいたしたいと思います。

それから、教育費の中で光熱水費の水道使用料の追加が非常に多く上がっていますが、既定予算の枠内でできたと言われてますが、この枠の 6 百万円、小学校 3 百 6 0 万円、中学校 2 百 4 0 万円ですか、この枠内でどう流用されたのか、ちょっと先にお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

ただいま赤阪議員さんから御指摘をいただいたわけでございますが、冒頭、私から提案理由の中で経過の御報告をさせていただいた次第でございます。いずれにいたしましても、未曾有の財政危機の中で何とか健全化を図っていきたいということで御議決をいただき、その執行に全力を挙げて地元との協議を重ねてまいった次第でございます。

しかしながら先ほども申し上げましたとおり、同和行政の本質あるいは実態の低位性あるいは従来の十余年にわたります諸制度の積み重ねの意義、こうした点と財政再建とのからみの中で話し合いが難航したわけでございます。そういう中で、同和对策特別委員会にもいろいろと御心労を煩わし、御調整をいただいたわけでございます。

御指摘まことに痛み入るわけでございますが、私たち理事者といたしましても、執行について全力を挙げてきたにもかかわらず、そうした諸般のむずかしさから今日の補正に至ったわけでございます。その責任の重要性も痛感しておるわけでございます。今後、こうした見通し等の誤りのないように十分理事者一同留意いたしまして対応させていただきたい、この決意でございます。非常に御迷惑をおかけいたしましたことを心底から深くおわびを申し上げる次第でございます。

す。実情御賢察をいただきまして、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） 御質問の各種扶助費の件につきまして答弁いたします。

現在まで執行しておりますのは、54年度当初に御議決をいただきました金額の範囲で夏期、歳末を執行しております。今回の補正を御議決をいただきましたならば、その後に追加支給をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（平野誠蔵君） 教育関係の光熱水費につきましてお答え申し上げます。

これは一般的な経常的な光熱水費、電気、水道の使用料の追加補正をお願いするものでございます。当初、健全化計画等によりまして、給食等の水道料金は保護者負担というふうにされておったわけでございますが、諸般の事情により今回、給食費の水道料金の補正をお願いするため、過去の使用実績を勘案し、年間の不足分の補正を今回お願いするものでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 指導部長（高橋貞良君） 続きまして、教育委員会関係の同和対策の件につきまして義務教育就学奨励費、それから学校給食費、幼稚園給食費の3項目がございまして、これらの予算はすべて予算書177ページから178ページにわたる同一節内でございます。先ほど財務部長から御説明申し上げましたように、その3項目で今回6百9万5千円が必要となる見込みでございます。しかしながら、同じ節内で予算化されております高校生、大学生を対象とした就学奨励趣制度補助金2千2百27万7千円が、年度途中におきまして、府の直接支給になるものが非常にふえまして、それに伴って市の支出が激減いたしましたのと、見込み人数の減によりまして、この中で約720万円が不用額となって生じてくる見込みでございます。そういうことで同節内でございますので、その不用額をもって6百9万5千円に充てたいと考えてるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 13番（赤阪和見君） あと水道の件なんです、24ページの一般管理費の中での千5百3万8千円、当初の予算は9百35万9千円ですね、これだけの見込み違いをされていたんですか。これは給食に関係なく一般管理費ですが、その点どうですか。

○ 教育次長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

この当初予算の計上額は、いま御指摘の項では9百35万9千円でございます。今回、補正をお願いするのは千5百3万8千円で、大変多額に上っております。理由といたしましては、給食の方の水道代を…。

○ 13番（赤阪和見君） それは給食と違うでしょう、一般管理費でしょう。給食は別でしょう。

○ 教育次長（平野誠蔵君） はい、別に出てますが、実績の押え方が52年度決算に基礎を置いたこと。それから、給食費の水代と一般管理費の水代とを、予算的には半々に分けたというのが実情でございます。しかし、実際には給食の方は2割弱でございまして、一般管理の方に大きな予算不足を生じたというのが実情でございます。

○ 13番（赤阪和見君） このような形で予算を出されると、こちらであがったやつを議会でたぶらかすような形の中で、水道使用料とかに書いておけば間違いないわいということでしょう。はっきりと要るものは要る。あかんものはあかんとして削るわけで、また質問もするわけですから、今回の補正予算の意味、そういうものをはっきりしてもらいたいと思うんです。こういうふうに出しておいて後で流用するという考え方はないか、そうされるのと違うかという懸念がするわけです。というのは、当初にそのようにはっきり決まっておるにもかかわらず、それが執行できない。こういう補正予算が書類で出てくるとなれば、何かこちらがたぶらかされてるような気持があるんです。

そういう点で市長が最初に言われましたが、ずっと並べましたけれども、同和関連のやつがあるが、当初はこうやったが、こう決めたのが、できなかったのも、という書類がありましたね、あれをちょっと参考のために出してもらいたいと思うんです。出せますか、特別委員会かです出してあったように思うんです。もし出せたら、その中で今回の予算の内容を審議しないと…。それが即必要であるならば、身体障害者がどうのこうの、何百年来の差別の闘いを続けてきた方々ですから、必要なものであるならば理解もいたします。しかし、先ほど市長が言われるように、この予算書のどこにどう出てるか、私たちがうっかりすれば聞き漏らすところがあるので、そういう書類があれば出してもらいたい。それは出せるでしょうか。

○ 同和対策部次長（橋本昭夫君） 同対部長病気のため、私からお答え申し上げます。

同和対策特別委員会に御協議、御審議の資料として御提案申し上げましたものは、事務局の方で御配付申し上げる用意はできてございます。

○ 13番（赤阪和見君） 後で結構です。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 20番（田中包治君） 私、この補正予算を見て、日本の議会でこういうものが審議されるのかということ非常に不愉快に思っております。というのは、法治国家であり、民主主義社会という問題なんです。理事者が提案されて議会がこれを承認し、理事者が執行する。これが法でしょう。そうすると、議員であれ理事者であれ、決定事項には従わなくてはならないわけですね。交渉がどうだこうだと言ってるのはどういう意味かと思うんです。同和行政については交渉だと言ってるんですけど、地方自治体で決まったものに交渉することが果していいのかどうか、ここ

らが私は問題だろうと思うんです。

そしてあなた方に聞きたいのは、公権力の行使をやらなくてはならないのにやっておらないことです。同和行政の地域は治外法権の地域なんですか、ここに私は問題があると思うんです。私たちの子供が保育所に行く、3万5千円払ってね。払わなんだら入れてくれない。住宅を借る家賃を払わなんだら出て行かないかん。公団でもどこでも一緒です。なぜこういう地方公権力が行使できないのか、大きな問題があると思うんです。

それから、私たちが議会の中でいろいろ話を聞いておりますけれども、同和対策特別委員会にどういふ依頼をしたんですか。私たち議会が付託案件として依頼しておらないはずで、議会には出ておらないからね。市長は、いわゆる特別委員会を市の附属機関的な観念を持ってるのかどうか不思議に思うんです。議員であっても、決まったことを、これで辛抱します、とは言えないはずで、この点をはっきりしてもらいたい。これではなくては、日本の議会制民主主義の中で法的な問題が起こるわけです。やはりこれは過日の8月議会の予算委員会で決まったんですから、もう一遍予算委員会へ戻して審議をやり直すか、二つに一つなんです。もし、このままで審議していくとすると、いままでの経過並びに私たち議員の中でいろいろ聞いている問題を全部この議会で報告してもらいたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 田中議員さんから厳しい御叱責をちょうだいしたわけでございます。冒頭申し上げました経過の中で、何とかして財政を健全化しなければならないということで、昨年の当初予算議会で私たちの健全化案を盛り込んだ趣旨で御議決をちょうだいいたしております。それを何とかして実施に移すべく協議に入ったわけでございます。御趣旨の御指摘の点ごもっともでございます。私自身、御提案に至るまでに支部と十分協議をしていかなければならなかったことを深く反省しておるわけでございます。

御存知のように、特別措置法施行11年を経過せんといたしております。同和問題の本質からいたしまして、いろんな諸制度がございます。それらの点につきましては、地元と十分協議の上で施行してきたのがいままでの実例でございます。そうした慣例に従いまして、事前に協議をして御提案をすべきであったという点を深く反省しております。

しかしながら、協議が整わない間に財政再建の必要性から日程的な問題もございまして、御提案申し上げ御議決をいただいたわけでございます。その線に沿って何とか実現を図りたいということから20回近く地元と協議を重ねてまいり、そうした中で財政の再建という問題と、地元との同和問題に対する本質論あるいは低位性の実態あるいは現在までの積み重ねの諸制度等について交渉が難航し、年を越したわけでございます。その点深く反省し、おわびを申し上げる次第で

でございます。

なお、もう一点御指摘をいただいております同和問題のことでございますが、難航している現状の中で特別委員会に御審議を申し上げ、赤裸々に御報告申し上げ、御判断を仰いだ次第でございます。そういう中で、諸般にまたがる同和問題について、何とかして調整を正副委員長さんに御苦勞をおかけしたわけでございます。その辺御賢察をいただきますとともに、御指摘ごもっともでございますが、深く反省して今後に対応してまいりたい決意でございます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

- 20番(田中包治君) あのね、あんた、3万5千円に上げるとき市民と相談したんですか。市民が払わんと言ってもいいんですか。これははっきりしてください。3万5千円にするとき市民と相談しましたか。ここで決めてやったんでしょう。もう少し詳しい資料があればいいが、こんな補正予算を見てもわかりませんよ。どこでどないなってるんやらね。市民と相談してからでないと執行せえへんのか、これが和泉市民としての考え方ですよ。日本の法律は二段階はないと思うんです。はっきりしてくださいよ。今後は市民と相談するのかせんのか。今後、値上げする場合には、市民団体と話をするのかどうか、はっきりしてください。同和やったら話し合いをして、こっちは話できないということはない。同じ日本の国で人権平等の法律からいったら同じようにしてもらわんと困る。

ちょっと休憩したらどうですか。これは議会の権威と民主主義の問題ですよ。返答できないはずですよ。私たちは、公権力を行使したんなら何も言いません。当然のことなんです。しかし、公権力を行使せず、われわれについては何ぼでも取るんだ、文句言っても公権力を発動する。あそこについては話をさせないかんという、こんな理屈、世の中通りまっか。日本の国でまだこういうことがあるんですか。徳川幕府の時代のことやないか。

- 市長(池田忠雄君) 重ねてのお尋ねでございますが、田中議員さんのお説ごもっともでございます。ただし、先ほどから申し上げておりますように、同和問題の本質あるいは同和行政の従来までの経過等にのっとり、諸制度についてはすべて協議を重ね、実施をしまいったという経過がございます。そういう経過の中で、おっしゃるとおり同じ日本人であり、差別のない民主的な世の中をつくっていく、こういう基本線はおっしゃるとおりでございます。ただし、現行の同和行政を施行してまいったこの十余年の和泉市の実態の中で、同和問題に対することについては、地域住民との協議の中で行ってきたという経過、実績、こうしたことにのっとり進めてまいっております。

そうした経過の中で、今回も事前に調整がついてなかったことにつきましては、深くおわびを申し上げたいと存ずるわけでございます。御議決をいただきながら執行が十分できなかったとい

うことの中で本補正に至っております点、強く反省し、おわびを申し上げるわけでございます。御指摘は、総論としては非常にもしっかりもっておりますが、実態論として、ひとつこうした実情に立ち至った点御賢察を賜りたいと存じておるわけでございます。

- 20番(田中包治君) 納得してくれ、と言われても、納得できる問題ではありません。同和特別措置にも一般行政だということははっきり言ってる。特別行政ではない。一般行政というのなら、一般行政と同じように扱わないかん。あなた方が過去にやっておったことは、それは知りませんよ。しかし、違法だということははっきりしている。解放同盟は一つの要求団体、こちらは陳情を受けるんです。交渉やない。これは法理論ではっきりしてください。議会の事務局長もおるんやから、法理論ではっきりしてください。せやないと、こんなもん納得できませんよ。

私は、日本の議会で審議してる気がしないんです。議運でも議長に言ってる。予算委員会に戻しなさい、とね。その中でするか、それとも、いままでの交渉の過程をね、私は一議員としても、あるいは市民としても、理事者としても、こういう議会で決定し、執行してるものをいじくるということは、法的にも問題があると思います。その点ははっきりしてください。

- 28番(坂上国治君) 関連です。私は、市長のずさんな政治姿勢についてお伺いしたいと思えます。

去る議会において、実はこの風呂の値上げの問題等、いろいろ議論があったわけです。その際市長が独立採算制でやります、とはっきり私に対して御回答をいただいたわけです。ところが先ほどの冒頭、誤りであった旨を述べられた。胸叩くのも早いかわりに、謝るのも早いなと思って感心してるんです。しかしそういう政治姿勢、独立採算制でやる、と言うたのがほんまか、先ほど、間違いました、と謝ったのがほんまか、私は、市長の心を疑いますよ。

先ほど、赤阪議員さんから市長の責任の問題が出てましたが、それに対する答弁がなかったわけです。市長は無投票で再選されたんですが、その途端にこういう議会を無視したことをやるについては、私だけやなく、皆さん方が非常に疑問を持つと思うんです。せやから、風呂の補助金を出したら悪いとかどうとかやなく、当然、補助しなければならぬとすればいたし方ないと思うんです。しかし市長の政治姿勢、どうして責任をとるのか。このままで議会をだまし放し、無視し放しでやるつもりか、ここらのはっきりした真意を聞かしてほしいと思うんです。

こういう決心をしたのも、選挙は無投票であったために余り金もかかってない。せやから万が一、大きな金をかけて市長になったんやったらやめるのは痛い、選挙資金も余り使っていないので、ひとつ違ったらやめるわいという腹なのか、そして責任をとるのか。言いにくいことや、やはりそれだけの覚悟というものがあったらと思うんです。

先ほどからいろいろ部分的なことでも皆さんが質問されてますけど、私は、これが原点やと思う

んです。議事録を見ればわかるんです。議会で絶対にこれは独立採算でやります、と言ったんです。議員に約束したことを守らんと、ただ謝ってすまそうとする姿勢がどうにも納得できませんので、そこらの真意をお伺いしたいと思います。おっしゃるとおり議会を無視してきた。だからこのままではいかん。責任のとり方もいろいろありますけど、私が前段で申し述べたような覚悟をされてるのかどうか、そこらの辺をはっきりと聞かせてほしいと思うんです。

胸叩いてああもします、こうもしますと約束するのはやすい。しかし、それで私はすまんと思う。あとまだ4年間あるんやから、せっかく出られたんやから責任の一端として、ほかにも例がありますので、心を含めて一生懸命市民のためにやります、そのおわびとして、私は無報酬でこれから4年間やりますとか、あるいは責任をとってもうやめさせてもらいますとか、そこら辺を明快にしてもらわんと、ここに26人がん首そろえて、あんたにふらふらいわされてだまされている。こんな行政はあるべきやないんですよ。

いま、田中議員も言われるとおり、これはどうしても出さないかん補助であるならば、胸を叩かんと、そのときほ実はこうやということで納得させてくれたらよかったと思うんですが、そのときは絶対に独立採算制でやると言うておきながら、この議案書では千百60何万円か上がっています。独立採算制やったら要らん。

私のいまの質問に対して市長の覚悟されてることをひとつお聞かせ願いたいと思います。その答弁のいかんによってはまた後ほどいろいろお伺いしますが、事細かに数字的にどうこうよりも、市長のずさんな政治姿勢について、われわれはここへ理事者からうそだまされに来てるのとは違う。市民の代表者としてここで発言し、そして、住みよい和泉市をつくっていくためにいろいろ発言してるんです。ですから、それをほごにされたら非常に困りますので、この道は二つしかないと思う。私が先ほど申し上げたように、二つのどれを選ぶかです。財政難の折でもあるし、泉大津の市長さん、堺市の前市長さんらのこと、無報酬で一生懸命やられたということも聞いてます。せやから、これはそういうふうにしてもらうたら財政も助かるし一番ええ方法やないかと思うんですが、そこらのどっちでも結構ですので、ひとつ納得のいく答弁をお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 坂上議員さんから非常に厳しい御叱責、御指摘をいただきました。まことに痛み入るわけでございます。私の政治姿勢に対する厳しいお尋ねでございますが、基本的には私自身、非常に申しわけなくその責任を痛感してるものでございます。

ただ、坂上議員さんの御指摘いただきました、昨年の議会におきまして財政難の現状の中、浴場料金についても何とか独立採算制の方向づけを持ってまいりたい、そのために全力を挙げて努力いたしたいということを確かに私も申し上げたわけでございます。

そうした点ののっとしてこの10カ月の間努力を重ねてまいったわけでございますが、御案内のとおり同和行政各般にわたります健全化の中ですべての問題、8項目でいろいろ地元と協議を重ねてまいった経過の中で、浴場料金の改定時期がずれてしまったのも大きな原因でございます。当初、何とか協議の上で30円の浴場料金を引き上げるについてお願いしてまいったのが、9月1日付をもって60円にやっと実施ができた、この5カ月間の地元協議によるずれが大きな原因でございます。

それとともに思わざる重油の値上がり、当初1リットル当たり35円が75円と現在、倍以上にはね上がったという、いまの国際情勢を反映しての実態でございます。

こうした中で懸命の努力をいたしました、料金改定のおくれ、重油の思わざる高騰という両面と相まって本日、千百万円の補正をお願いしている現状でございます。政治姿勢がなっとらんという御指摘痛み入りますが、それなりに責任を痛感してございます。厳しい御叱声ではございますが、決意も新たに何とかして今後の行政執行に当たってまいりたい考えでございます。御指摘胸にいただいて今後とも対処してまいりたいと存じております。どうぞ事情御賢察をいただきたいと存ずるわけでございます。

- 28番(坂上国治君) 答弁はいただいたのですけれども、二つのうちどちらか、これは一番わかりやすいように言うつもりですが、市長が聞き漏らしたんか、各議員にごまかして答弁してるのと同じようなことですが、これは市長さんだけやなく、理事者の方々皆聞いてほしいのです。こういう政治姿勢というものは、恐らくどこへ行ってもないと思うんです。家賃の問題でも、ちゃんと54年度予算に3千500円を7千円にするんだと出てきた。それを議会が審議した結果、よろしいということで認めた。議会が認めたやつを理事者が執行せんという。それやったら田中議員が先ほどちょっと触れてましたが、和泉市民全体に公共料金の値上げが出てくるがそれら代表者との話し合いの上でやってるんか、そやないでしょう。ここで決まったら、払わなんたら差し押さえ、国民健康保険にしても、われわれは最高の額を払ってるんですが、これとでも、市民の中にはつらい人がおると思う。それを滞納して電話を取られたりするんでしょう。市がそれを強制的にやってるんですから…。これから一般市民に対して値上げするときには、市長がこういうふうにごまかしてくれるのかどうか。

それともう一つは、いろいろ学校の建設とかを請け負う、何億とかで落札した場合、途端に資材が値上がりしたときに、その業者が市に対して値上げをしてください、そんなことはしないと。私の方もお寺の建築をやってるんですが、業者が大きな損やとやかましく言うてますが、これは請負やからやむを得ません。そこまでの覚悟はしてますよ。こんなもん、上がったりに下がったりしますわな。逆に下がったらこれで済むわけですが、下がるときもあれば上がると

きもある。そこに業者としての先見の明が要るということです。市長としての先見の明というのは、業者とよく似た考え方でしてもらわんと、議員だます方が楽やから、ちょっと謝ったらすむ、適当にやっつけ、という軽い気持でおると思うんです。

私独得の人にきついことを言いたがる人間ですので、こんなことを言ってるんですが、だれも彼も言わず語らず、同じことを考えてる思う。そんな持って回ってむずかしいことを言っていたかんでも、私が最初にもちゃんと申し上げたように、何もあんたもやめてしまえと言ってるんと違う。財政も苦しいことやし、ひとつ何とかしてというお気持はようわかってますので、ひとつ和泉市を助けるために4年間、無報酬でやっていただいたらどうですか、とね。堺の前の市長さんもそうやったと思う。私は市長になる力はないが、もし市長で約束したらどっちかを選びますわ、二つのうち一つをね。それでなかったら政治家やないと思う。

議事録に何て書ことほごや。実際、一年以上たたと不信任案を出すことはできんですが、こんな調子でいったら、今度の8月の予算議会は非常にむずかしいと思うんです。8月の予算議会が通らん場合、不信任案を突きつけられたんと同じことですよ。何とかだまして、日ごろすればっかり考えてるんやと思いますが、これ26名全部だまされてるんです。通り一辺の、私の誤りでした、すみませんでした。それですむと思ってるんやつか。それですむと思ってるんやつか大きな当て違いや。

せやから、ここでひとつ勇気を出して、胸叩いてきたんやから、私の先ほど申し上げた方法のどちらでも結構ですから責任をとっていただきたい。何もむずかしいことおまへん。一言か二言ですむことや。助役さんもそばにいて聞いてくれるんやから、市長に教えてやってくれたら、収入役もおるし、市長公室長もおるんやから、もし、市長が聞き落としたんなら、その二つをもう一辺耳打ちしてやってほしいと思う。

○ 12番(藤原要馬君) 非常にむずかしい問題やと思う。われわれ何期か議員をやらしてまろうてますが、こういう不手際なことは全然なかった。これについては、一応、こういう結果が出てきたとなれば、議会としても考えを新たにしていかなければいけないと思います。いま、ここで田中さん、坂上さんに対して、市長は的確なる回答はできんと思いますので、一応、暫時休憩して、その中で理事者の答弁のできるような形をつくってもらわないと平行線やないかと思えます。ひとつ休憩をしていただきたいと思えます。

○ 議長(池辺秀夫君) 調整のため暫時休憩をいたします。

(午前11時50分 休憩)

○

(午後1時10分 再開)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き議会を開きます。

午前中の田中議員の質問に対し、市長の答弁を願います。

○ 市長（池田忠雄君） 午前中、田中議員さんからいろいろ御指摘をいただいた次第でございます。御指摘ごもっともな点多々ございます。しかし、午前中もお答えいたしましたように、同和対策、行政につきましては、従来の十余年の積み重ねの上で、いろいろな諸制度につきましては、日常協議を重ねて実施してまいった経過がございます。そうした点十分御賢察を賜りたいと存ずる次第でございます。今後とも、私たち理事者として襟を正しまして、議会に御迷惑をかけないように一生懸命努力をする決意でございますので、何とぞひとつよろしく御了解のほどをお願い申し上げたいと思います。

○ 20番（田中包治君） 何ほ聞いておっても平行線ですけど、これは市政中の問題やと思うんです。市長の答弁を聞いておったら、解放同盟と議会とどっちが上だということになるわけです。ところが大きな問題やと思うんです。いまさらどうだこうだという話はしないとしても、どっちが上だということです。

そして私たちが一番心配するのは、議会の歯車はうまく回ってるわけですけど、今後、執行以外について話し合いをしないという約束があるなら、これで了解してもいいです。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほども御答弁をいたしましたように、どっちが上かという御指摘もございませうけれども、そうしたことなく、やはり同和対策、行政の諸制度について、いろいろといままで協議がなされて、自主解放という観点から進められてきている経過がございます。そうした意味で、今後とも実情に応じて、いろんな諸点について協議をしまっていることもあり得ると思うわけでございます。

ただ私自身、反省いたします点は、そうした協議の上ののっとなって諸制度を実施していく、議案を御提案、御議決をちょうだいして執行してまいることは当然でございます。その中で、いわゆる十分協議の整わない間に財政ひっ迫とは言え御提案申し上げ、そういうことの中で、今回の事態が出てまいったわけでございます。深く反省している次第でございます。今後とも、かかることのないように最大の努力をいたしたい、かように存じます。

○ 20番（田中包治君） 問題は、議会側と解放同盟との力の関係が、議会が弱かったからこうなったんだと理解してもいいんですね。われわれは公的に選ばれた議員です。それで問題は、あなた方が話し合い、話し合いと言われるけれども、同和対策特別措置法もうたってることですが、これは一般行政だということです。一般行政の中でこれを処理していくんだということです。そして、差別のない社会をつくっていくということなんです。

それから、あなたの考え方が、治外法権的な考え方を持っているところに問題があると思う。昔、源頼朝の軍勢が平家の残党を迫った、そういうふうなことが正しいんだという考え方では、現在

の憲法から民主社会においてはできないんじゃないかと思う。

まあ、いつまでも論議しても仕方がないけれども、われわれの解釈では、議会よりも解放同盟が上だという印象だけはぬぐえないと思います。いやしくも議会で提案し、議決してやってきたものをなぜ地方権力を行使しないのか。地方権力を発揮しても不可能ならば別なんです。せやから、執行以外は相談するのせせんのか、これぐらいはやってもらわんと了解できませんよ。今後の問題として。いままでは一応了解しますわな、しょうがないから…。しかし、今後は、執行以外は、市で決まった執行権限以外はやらないという確約をもらわんと、何のためにわれわれが選挙で出てきてるんだということです。市長だって、解放同盟は市長より上ですか。民主主義社会ですよ。

- 市長（池田忠雄君） 申し上げるまでもなく、議会は、和泉市の最高の議決機関でございます。私は執行権をお預かりさせていただき、いろいろ御提案して御議決をいただき、執行に当たるわけでございます。決して解放同盟という組織が、議決機関より上だということは絶対ございません。

ただ市行政といたしまして、同和行政の本質からいたしまして、いろいろと同和行政推進の中で協議をすることがございます。そうした協議を通じて一つの案を御提案すべきでございました。そうしたことが私の不手際から協議の整わない間に御提案申し上げ、そうしたことで遅れて今回の事態を惹起しております。そうしたことの政治責任を痛感し、おわび申し上げたいという気持ちでございます。決して議員さん御指摘のように、議会よりも解放同盟が上だということではございません。私どもの不手際であったという点で御賢察を賜りたいと存じます。

- 20番（田中包治君） 何ぼ言っても一緒やが、そうすると、あんた方に言わせると解放同盟に執行権があるんだ、協議して出すんだということですね。そうなりますわな、少し頭がどうかしてるのと違いまっか。はっきり言いましてね、頭がどうかしてまっせ。協議して出すとなったら執行権です。せやから、執行権を解放同盟に与えてはいけないと言ってるんです。議会で決まったことの執行についての相談その他はやってもええが、事前の執行権を行使したら困ると言ってる。

- 市長（池田忠雄君） 執行権はあくまで理事者でございます。御指摘のとおりであります。しかし、同和行政の本質、部落解放、特別措置法の観点から、なるほど議員さんがおっしゃるように、これは一般行政のワク外ではございません。治外法権でもございません。しかし、何百年来の差別をなくしていくという、特別措置法の中における同和行政の本質がございまして。そうした中で、いろいろと地域住民の要求、諸制度について話し合うことは従来からしておりますし、今後もいたさなければなりません。決してそれは執行権の侵害という筋目のものではないと存

じております。執行権はあくまで理事者でございます。議決権は議会の権限でございます。そうした中での今回の不手際、十分協議の整わない間に御提案申し上げて御議決をいただき、執行に際していろいろと地元と協議してまいったという経過でございます。その点非常に行き届かなかった点おわび申し上げてのわけでございます。その辺ひとつ御賢察を賜りたいと存ずるわけでございます。

- 20番（田中包治君） まあ、私だけではいかんのでええかげんにおいときますが、よう考えてみなさい、あほらしくてもの言えませんよ。協議して出したら執行権ですよ。だれが考えたってね。それでは前にも言ったとおり、市営住宅の値上げにしてもその自治会長と相談するんですか、と聞いてるんです。しかし、それはやりませんと。そして、同和行政は一般行政だと言ってる。

まあ、こんなことはいつまで論議しても時間がたつばかりなのでやめますが、しかし、こういうことで市政というものがうまくいくだろうか、よく考えてもらいたいと思います。あなた方が過去にやってきた、圧力団体には弱くどんどん金を出し、結局、一般市民の何も言わぬ人間から金をぼったくってる。こういう施策がいいのかどうかです。それから、あなたも公選で選ばれた市長なんですから、日本の憲法なり法律に基づいてやるべきだと思う。それを曲げて同和行政がどうだこうだ、もう少し勉強しなさい。もうやめときます。

- 議長（池辺秀夫君） なお先刻、関連質問のありました坂上議員に対する答弁が残っておりますが、いましばらく時間を与えていただきたく、後刻答弁を願うことにいたしたいと思いますが、御了解賜りたいと思います。

それでは他に…。

- 6番（大谷昌幸君） 市長に二点ほどお尋ねいたします。

去年4月1日から市営住宅が値上げになったとき、ある市営住宅から、値上げを考え直してくれ、という陳情がきたはずだと思います。伯太住宅からね。その人たちは市長初めどういう方たちと協議したか知りませんが、その方たちもやむを得ず値上げに同意されたはずなんです。

一方では、先ほどから各議員さんから御指摘があります件については、一応、去年4月以前の時点に戻すとなっておりますが、その一方で、承知しはった方々にどういうぐあいに市長が御説かれるのか。去年の予算議会で通ったことを再び戻す案が出てますが、議会で承認されたから元に戻ったと言われることがあるのかないのか。市長はどのような言葉でそういうほかの一般の市営住宅入居者に御説明されるのか、それをお聞きしたいと思います。

もう一点は、本日出ております1億7百2万円の財源の裏づけについてでございますが、先ほど御説明がありましたように、地方交付税の8千5百万円と自動車取得交付金の2千7百90万

円、これを足して余りあるわけですが、この地方交付税の中には特交もあるやにお聞きしておりますが、果たしてこれがこの額のとおり支給されるという確約が取れているのであるかどうか。そして、このうちで同和を含めてそういう特交としておられる額がどのくらいか。

以上二点について御説明をいただきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんの二点にわたる御質問にお答え申し上げたいと思います。

端的に申し上げて、昨年4月から市営住宅の値上げをさせていただいたのは事実でございます。しかし、そうした伯太住宅の方から陳情もいただいたことがございますが、話し合いの上で御了解をいただき、家賃の値上げに応じていただいたのも事実でございます。

また、御指摘の改良住宅の家賃、今回の御提案でわれわれはもっと値上げを、ということでご存じておりましたけれども、2月から千円の改定をお願いし実施させていただくということで、協議に手間取って値上げが遅くなったのは事実でございます。深くおわびを申し上げたいと思います。

ただ、一般市営住宅と改良住宅との相違点も、議員さん御案内のとおりでございます。環境改善整備事業の推進に伴いまして、受け皿として、土地、家などいろいろ御協力をいただいた方に入っていくのが改良住宅でございまして、一般公営住宅との性格的な違いもございます。

そうした点と、この同和問題の本質からくる家賃の問題でございまして、同和問題の地域実態ということからいたしまして、20回に及びます協議というものを重ねてまいった次第でございます。そうした一般公営住宅と改良住宅の家賃の値上げという点では共通いたしておりますが、そうした本質的な意味合いの相違あるいは置かれている実態等から種々協議を重ね千円の値上げをさせていただいたわけでございます。その辺ひとつ御賢察のほどよろしくお願いを申し上げたいと存ずるわけでございます。

なお、二点目の歳入問題、確かに私、理事者といたしまして、こうした補正をお願いすべく、御提案をさせていただいているわけでございます。歳入面でも、いま私は国、府に対して訴え、何とかということをお願いをしております点は、同和行政を施行している市は何百市かございます。しかしその中でも、本市の同和対象地域は、全国有数の大きさでございます。その中で国、府の施策、超過負担の問題、10条規定の問題を初めとして、いろいろ過去4年間、国に訴えてまいりました。

その中で現行制度の壁は厚うございます。衆参両院で三つの付帯決議、地方財政の負担軽減を迫っていくと同時に、和泉市独自の陳情も重ねております。それは大規模対象地区を抱えている市に対する助成措置をもっと大幅にさせていただかなければ同和行政が円滑に進まんのじゃないか。

歴史的な所産である同和行政、同和問題についての責任は、私は国にあると思っております。もちろん、地方自治体にもございますが、そうした観点からいまの救済措置としては、そうしたもろもろを勘案して特別交付税をふやしていただかなければならないわけでございます。そうした意味合いも兼ねて、国、府に対しまして特交の増額の猛運動をしている実態でございます。いま御提案申し上げます歳入面でも、何とか確保の目途をつけて御提案をさせていただいたという実情でございます。ひとつよろしく御了解を賜りたいと存じます。

- 8番（大谷昌幸君） 私の質問の答えに全然なっていないと思うんです。まず、私が第一点で申し上げてるのは、去年の3月議会で出したことが執行できなかったので補正するわけですから、その説明を一般の市民に市長が責任を持ってやってもらえるのかどうか、議会の責任として浴びせられるのか、という質問に対する答えをいただいてないことが一つ。

それと、この8千5百万円の特交を含めた地方交付税の裏づけがあるのかということも聞いてるわけですが、後の言いわけは必要ない、裏づけがあるかどうかということです。財源の裏づけのない予算の補正をしていくことは何ほどもできます。後は赤字が積もるだけです。この間の決算委員会に出ていた14億3千万円に、また今年度上積みしないとは言えないでしょう。この8千5百万円の裏づけがないならば、ただ単に赤字を積もるだけ、そのお答えをお待ちしてるわけです。

- 市長（池田忠雄君） 先ほどお答えいたしましたように、歳入面につきましては、自信があって計上させていただいてることと御理解をいただきたいと思えます。

それから、第一点目の市営住宅に対する御指摘でございますけれども、一般市営住宅、改良住宅の相違点について、御説明させていただいたわけでございます。今回、値上げがおくれましたが、2月から千円上げを実施させていただく、この辺はおわびを申し上げますとともに、過去の経過の御説明させていただいたわけでございます。その辺は一般市営住宅の値上げ、改良住宅の今回の値上げのずれ、これらの一般市民への対策はどうか、というお尋ねでございますが、われわれ理事者として責任は痛感しておりますが、そうした点で住宅困窮者向けの一般市営住宅と改良住宅の相違点につきましては、ひとつ御理解をいただきたいと存じております。おくれましたことはおわびを申し上げます。

- 6番（大谷昌幸君） 平行線をたどるかもわかりませんが、市長が一般の市営住宅に値上げを承諾されて入ってる方々に対して、どういう言いわけをなさるんか、ということをお聞きしているわけで同和の本質がどうのこうのということは、われわれもわきまえてます。一たん議会を通して、また元へ戻すことについてのどういう言いわけをするのか。

二点目の交付金にしても、自信があるということと、確約を取ってあるということは、おのずから本質的な話になってくると違うと思うんです。この間の53年度の地方交付税が約33億ちょっと切れますが、今度はこれが37億以上になる。ざっと5億近くも果たして交付金をふやしてもらえるか

ということについて、われわれは一抹の不安を持ってるわけです。だから、自信と確約というものは、事政治については絶対別なもんだと思います。少なくとも議会に出てくる以前の話であって、議会へ出した以上は、確約でなければならぬと思うんです。その点もう一回市長のお心づもりをここでひとつ確約してください。

○ 市長（池田忠雄君） 御案内のとおり、特交の最終の確定は3月末でございます。それに向けて全力を傾注しておりまして、ある程度の心証、自信を得てございます。したがって、3月末が特交の確定時期でございますので、確約とはなりません。何とかこの額については自信を持つことができると存じまして、御提案をさせていただいた次第でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 22番（勝部津喜枝君） まず第一点に、54年度当初予算の際、財政再建ということで見直された同和の分は、総額として幾らであったのかということです。それから、今回の補正でその見直しができなかった分が幾らで、福祉を含めて見直しされた分が幾らになるのか、このことをひとつお尋ねしたいと思います。

さらに市長の説明の中で、55年2月から保育料の22%のアップと言われておりますが、この2月からの22%アップが幾らになるのか、さらに、住宅も同様に本年2月から千円アップとなっておりますが、それぞれ戸数を明らかにしていただきたいと思います。

まず、これだけ最初にお尋ねをしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 一点目の54年度当初予算で見積もった同和对策の見直しの総額は幾らか、ということでございますが、当初、行政内部で見直しの対象にして計画を立てましたのは、同和对策では、5千481万9千円を見積った次第でございます。

それから今回、どれだけ見直しができなかったか、というお尋ねでございますが、先ほど提案理由の中で御説明いたしましたように、同和对策の関係では、4千290万円を追加計上させていただきました。そのうち総計890万円程度は、既定経費の枠内で処理させていただいたということでございますので、今回の補正の歳出に計上しております同和の追加計上分は、8千4百万円ということになるわけです。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） 二点目につきましてお答え申し上げます。

54年度当初の8項目の中の保育園につきましては、国のおおむね20%という形で提示させていただきましたが、その額につきましては、一人当たり平均1,331円でございます。今回の53年度同和保育園に対して22%に相当する一人当たり平均値は、1カ月1,039円ござい

ます。

そういう数字をもとに計算いたしますと、当初の月額総額42万円の12ヶ月分、5百万円を予定しておりましたが、今回の22%アップになった数字で計算いたしますと、4月から11月までは53年度の保育料を適用、歳入いたしておりますが、総額268万3千円でございます。それから、2月から実施いたしております54年度同和保育園につきましては32万7千円の2ヶ月分、65万4千円となります。すなわち当初から見ますと、107万3千円の減額でございます。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 建設部長（森 保君） 2月から千円アップで実施ということになります。現在の戸数が、690戸、年度途中からの入居もございしますが、即2月から実施となりますと138万円でございます。
- 2番（勝部津喜枝君） 既定経費内で890万円いけたという点がちょっと理解できないので、もう一度御説明願いたいと思います。それは当初予算にすてに見込まれていた経費の中で、今回の補正は、実質上必要のなかったものを計上したのか、その点御説明願いたいのと、690戸の住宅ですが、このうち何戸が4千5百円になり、何戸が4千円になったのか、この内訳をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

それと、先ほどの歳入面の大谷議員の質問に引き続きんですが、自信があつての提案ということですが、それはともかくとして、8千5百万円全部が特別交付税というふうに理解していいのかどうか、その点お伺いいたします。

- 財務部長（麻生和義君） 890万程度の流用処理の問題でございますが、午前中、教育委員会の指導部長の方から答弁申し上げましたように、教育費の同和対策指導費の関係の中に節が19節、負担金補助ですが、大阪府の直接補助等に切りかわったり、対象人員の変更等があったということでございます。同一節内でございますので、ここで執行させていただくよう措置したというのが理由でございます。

それから、8千5百万円のお尋ねでございますが、本件は全額特別交付税ということで、先ほど市長が答弁を申し上げておりますように、3月交付に向けて全力を傾注するという性格の交付金でございます。

- 建設部長（森 保君） お答え申し上げます。

2LDK20戸、これは現在の3千円が4千円に、3DKが670戸、3千5百円が4千5百円に千円アップになります。

○ 22番(勝部津喜枝君) そこで何点か市長さんにお尋ねしたいと思います。

まず第一点は、予算編成、提案権は、当然、長に固有の権利としてあるわけですが、こうして提案されたものがなぜ執行できなかったのか、この点はぜひひとつ明快にお答えいただきたいと思います。

さらに、先ほどから同和行政の本質にかかわるという点でたびたび御発言がありますが、同和行政の本質とはどういうものであるか、この点もひとつ明快なお答え、御答弁をいただきたいと思います。

さらにもう一点、かながね私も共産党の方では、同和施策については明快な所得基準を導入すべきである、としております。これは当然、部落差別をなくすということから、基本的人権の尊重と同時に、心理的、社会的にも全く同一、水平の場に立つということから言えば、低位性のある人への施策と同時に能力等をかながみでの一定の所得基準を導入することが必要であると主張してきましたが、その点について、今回の財政再建を含めまして、市民的にも批判のきつい不公正を正すという立場からなぜこれが明快にされないのか、この点をお尋ねしたいと思います。

さらに今回、増額されております支部助成金ですが、解放同盟和泉支部に助成することについて、改めて市長の見解をお伺いしたいと思います。

さらにもう一点は、御承知のように地方自治法176条、170条、77条ともに再議に付す場合が規定されておりますが、今回の場合、すでに議会で議決されたことについての不執行との立場から、今回の措置を再議に付すと考えた場合どうなるのか、地方自治法からも明快にお答え願いたいと思います。

さらにもう一点、この54年度予算編成については、とりわけ財政再建第一年度ということでのさまざまな市長からの見解、また措置が出されてきているわけでございますけれども、今回のこうした状況の中で、財政再建についての考えを明らかにしていただきたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) 重ねてのお尋ねでございますが、私からお答え申し上げる範囲でお答え申し上げたいと存じます。

第一点のなぜこうした補正予算の提案になったのか、ということのお尋ねでございます。これは先刻来、いろいろと御答弁申し上げてるような実情の中で今回のお願いに相なったということで、ひとつ従来の論議のとおりでございます。よろしく御賢察を賜ればありがたいと存じます。

第二点の所得基準の導入、いろいろと御指摘をいただいているわけでございますが、過般来申し上げておりますように、同和行政の各種制度が府下で行われてるわけでございます。中でも固定資産税の減免あるいは国保の問題、これらについては、府下統一して実施をしております。大阪府市長会において調整を行ってらるわけでございます。本市だけの制度ではございません。

この中でおっしゃるように、所得の問題についていま論議がなされているわけでございまして、漸次、そうした方向づけをとってまいり、固定資産税を例にとっても、いろいろと漸次ではございますが、大阪府で統一して行ってまいろうということで、いま、話し合いを進めてるわけでございます。この辺ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

それから、支部助成金の問題でございますが、従来2千7百万円であったのを今回、2千5百万円ということで補正をお願いしているわけでございます。

支部助成金の意義づけは、議員さんもすでに御案内のとおりでございます。部落の完全解放を目指して、いろいろと地域の実情に即して活動されている地元の団体に対しまして、これを通じて資していくという意味合いから、行政として地元の団体である和泉支部に助成を行ってまいりということでございます。ただ、未曾有の財政難の中で減額の話し合いをいたしました結果、53年度に比べ2百万円減の2千5百万円減ということでお願いをしたということで、こういうことに相なったわけでございます。御理解を賜りたいと存ずるわけでございます。

なお、再議云々の問題でございますが、こうして予算の補正としてお願いしているわけでございますので、再議云々の問題ではないと存じております。地方自治制度の中での一つの措置として、補正予算で議会の御審議を煩わしているということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、未曾有の財政危機の中で、あらゆる見直し、精査をして何とか再建団体に落ち込まないという決意で、54年度からいろいろと健全化計画の実施に踏み切っております。同和行政を初めとして、本日提案しております一般行政の中で、長時間保育料の問題等ございまして、いろいろと御議論も賜ってまいりました。そうした意味合いから、これは健全化としても、この問題については実施をしがたいということの中で、一般行政としてもこうした補正予算を組ませていただいているわけでございます。

健全化の厳しい現状の中、いろいろと努力を重ねております。いつも申し上げておりますように、何とか節減すべきものは節減する。あるいは国、府に要求すべきものは要求するという、あらゆる努力を行政として内外ともにさせていただき、再建団体にだけは落ち込まないよう、自主再建の方途を講じてまいりたいというのが変わらざる心情でございます。これ以上赤字を出さないことに最大の行政のポイントを置き、過般、御認定をいただきました53年度の決算14億余の赤字をこれ以上積まないこと。その上に年度を重ねるごとに幾らかでも赤字の減に向かって自主再建の方途を今後とも講じてまいりたいと存じております。議会の皆様方の御協力を得て自主再建を目指してまいりたい決意でございます。よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○ 22番(勝部津喜枝君) 意見になるかと思いますが、今後の同和施策の見直し、市民の批判

の強い不公正の是正などについては、支部との協議、合意がなければ一切できない、お手上げの状態であることが今回明らかになったのではないかと思います。そういう点では、共産党はこれまでも最大の弊害である窓口一本化を外すべきであると主張してまいりましたが、今回の補正の復活についても、このことが最大の原因としてあると思います。

さらに支部助成金ですが、すでに地区協議会という団体に5百余円の助成金を出しております。そういうことから言いますと、事前協議ができてなかったということでございますけれども、この地区協議会の規則には、あらゆる同和行政の執行には事前に話し合う、というふうにも明らかにされている点から、非常に納得しがたい不明朗な点を市長答弁の中から感ずるわけです。

解放同盟につきましてはことしの1月28日、狭山裁判闘争支援ということで、全国一斉に同盟休校が実施されております。共産党和泉議員団は当初、1月7日早々、教育委員会に対しまして、いかなる事由があるにせよ、刑事問題を公教育の場に持ち込むことは反社会的行為であるということで厳正な対処を要望し、教育委員会から葛城教育長自身、厳正に対処する、という回答を得ましたし、またその後、市長公室長を通じまして市長にも、こうした同盟休校の不当性について、子供の教育を守る立場から厳正な対処を要望してまいりました。しかし、その後の経緯は和泉市においても同盟休校が実施され、幸青少年センターなど公の施設も利用されてるというふう聞いております。さらにその後、解放同盟の発行する機関誌等で公然と共産党を誹謗する記事も掲載されております。

先ほど、午前中の市長答弁によりますと、一層支部助成の必要があると痛感して補正を組んだということですが、このような団体になぜ一層助成の必要があって補正を組んだのか、この点はなんとしても共産党は納得できないと考えております。

さらに、財政再建につきましては、54年度予算審議の中でわが党の天堀議員が、いわゆるすでにいまでは内部資料として隠されてしまってますけれども、財政再建8カ年計画が議会の前に明らかにされないままに今日まで経緯し、財政対策委員会が設置されたとはいえ、一向にはっきりしておりません。その点では、財政再建に向かって議会の御理解と御協力をいただくという市長の発言もその内容が非常に不誠実であり、財政再建に向かって努力して取り組んでいるとは言えないと思います。

私ども共産党は、こうした今回の補正については、まず、何よりも窓口一本化の弊害のもとでのこうした支部との合意がなければ一切できないということが明らかになった点で、市長の責任は重大であると考えております。

私の質問はこれで終わっておきます。

- 議長（池辺秀夫君） ここで調整のため暫時休憩いたします。

(午後2時15分 休憩)

(午後3時32分 再開)

- 議長(池田秀夫君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。  
午前中の坂上議員の関連質問に対する理事者答弁を願います。
- 市長(池田忠雄君) 午前中の坂上議員さんからの厳しい御指摘をちょうだいした次第でございます。御指摘肝に銘じておる次第でございます。今回のこと、全く私の不徳のいたすところでございます。議会に大変御迷惑をかけましたことを重ねて深く反省をいたしますとともに、心からおわびを申し上げたいと存ずる次第でございます。責任の問題等いろいろ肝に銘ずる次第でございますので、深い反省の上に立って再びかかることのないよう、今後とも一生懸命に行政の運営をさせていただきたい、このように存ずる次第でございます。ひとつこうした実情の上立って深く反省し、おわびを申し上げ、今後は襟を正してがんばってまいる決意でございますので、ひとつ御寛容のほどひとえにお願いを申し上げる次第でございます。よろしく願いをいたしたいと思えます。
- 28番(坂上国治君) 市長から答弁があったわけですが、私としては、当を得た答弁ではないと思うんです。私は二点ちゃんと前置きして質問したわけですけど、市長さんは一つもそういうことには触れず、それやったら、責任云々という問題には私はならんと思うんです。  
私は、それらの問題をしたために痛い目に遭うたんです。病院へ入院して皆さんにいろいろお見舞いをしてもらうた、私はそういうふう感じてるんです。あんたらは痛い目に遭ってないから何とも思うてないやろうけど…。
- これらの問題については、市長の力不足やと思うんです。ということは、54年度の予算議会において、現在、支部長をなさってる橋本議員さんも双手を上げて賛成してくれたんでしょ。それにもかかわらずこの執行をようせんということは、幾重にも理事者の力足らずです。支部長さんが賛成してくれてるのに、その執行をようせんというのは一体どういうことか。これは理事者の力足らずのほかないと思うんです。
- せやから、あんた方は痛い目に遭ってない。私は、ほかには何も自分がけがさされたことについて心当たりはないわけです。せやから、そう考えざるを得ない状態で、皆さん方も多くの方々そうやろうと理解してくれてるらしいと聞いてますが、そこら辺も考えてもろうともうちょっとしっかりやってもらわんと、余りにもずさんな行政ですよ。もうちょっとしっかりやってもらわないかん。

恐らく市民の方々に笑われると思うんですよ。実際問題として、こういう行政のやり方では市

民に対して申しわけない。和泉市の議会が笑われると思うんです。理事者がこれを提案し、そして、私どもに審議させておいて、承認したやつをよう執行せんというような情けないこと、本来から言えば、市長のそういう答弁を聞いている限りでは、こんなもんばからしい。これやったら市民の代表ではないとわしは思う。

私が二点出したんですけど、恐らくこれには市長はよう応じないということは、初めからわかってますよ。しかし、多少の償いをね。選挙も無投票で当選したし、これの幾分かでも、たとひ1千万でも2千万でも投げ出して市民におわびするだろうと考えておったんですが、私の考えが甘かったんか、それとともない。実際情けない次第です。こんなあほうなこと、何ぼ言うたところで馬耳東風、片方で聞いて片方から抜けてると思う。のれんを突っついてるようなもんや。そうとしか私は受け取れんと思う。

和泉市には12万の市民がおるんやから、市民の上に立って十分慎重に取り組んでもらわんと、議会を軽視することは、12万市民を軽視したと同じことですよ。これを肝に銘じて、もうちょっと土性骨を入れてほしい。かいても土性骨入ってない。口で何ぼ謝ってもね、謝ったらすむというような姿勢でやってもろうたら困ると思うんです。これは皆市民の肩にかかってくるんですよ。多少の償いとして、1千万でもおわびの印として市の方へ寄付するぐらいの気持はありますか。私は、力がないから市長にはようならんが、もし、あんたとかわってたら、先ほど申し上げた二つのうちの一つを選んで市民におわびしますよ。どうですか。

○ 市長（池田忠雄君） 重ねての厳しい御指摘でございます。その責任を肝に銘じまして深く反省し、今後、かかることのないように最大の努力を尽くしてまいりたい、この決意でございます。そうした深い反省、決意の上に立って今後とも市政の執行に当たってもらいたいと存じております。いろいろ議会の皆さん方にも御心痛を煩わし、まことに申しわけない気持でいっぱいでございます。再びかかることのないよう今後、最大の努力をいたしてまいりたい決意でございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○ 28番（坂上国治君） そんな答弁やったら私、聞きたくありません。聞いたところで何にもならん。当を得た答弁にならんと思うんです。しかし、平行線で時間を取るばかりやから、何ぼ言うても、反省します、反省します、ばかりです。どうせ議会で議決したことすらよう執行せんのやから、そんなもん、まともに受けられへん。うその続きを聞いているのと同じことやから、わしは、そんな答弁やったら聞きたくない。

もう終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 13番（赤阪和見君） 朝からの質問のときに資料を求めたんですが、出ないということで、

ちょっとこちらにある資料で、午前中の質問に加えてちょっと聞かせていただきたい。すぐ終わります。

この予算書の件ですけど、全く内容がはっきりわからないという点で私ども、資料を求めたんですけど、今後、資料をびしっとつけて内容の説明をしてもらいたいというのが第一点。

もう一点は、義務教育費とかいろんな関係の中で流用できるということがありましたが、予算を組むとき、緊迫した財政の中で、そんな余裕のある予算は組んでないと私は考えてるんです。そういう点で、6百万円も流用できる予算を当初に組んでどこでどうなったのか、もう一度答弁していただきたい。

このような不親切な予算書やなく、もっとはっきりと一目瞭然にわかるような内容の予算書をびしっと出していただきたい。その点を希望しておきます。

- 議長（池辺秀夫君） 簡単明瞭に答えなさい。
- 指導部長（高橋貞良君） お答え申し上げます。

確かに何百万円かに上る不用額が生じたことは事実でございますが、これは午前中にも御答弁申し上げましたように、高校、大学生を対象とした就学奨励制度におきまして府の補助がございしますが、府の支出と市の支出を合わせて支給しているわけでございます。当初、府からの指示によりまして市の支出となっております分が、年度途中で府の支出に肩がわりになりましたのでその分が不用額と出てきたわけでございます。それと若干の人員の見込みの減でございます。

- 13番（赤阪和見君） そういう点でびしっとできるところはできるんですから、そういうのを前もって予算書の中でこうなんだという点をはっきりしておいてもらわんと、お金の出るところがはっきりしない予算を審議するわけにはいきませんので、今後、資料をびしっと出していただきたい。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者、これからは心得なさい。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

- 2番（天堀 博君） 反対の意見を申し上げたいと思います。

審議の中でますます明らかになったと思うんですが、先ほど私どもの勝部議員からも述べましたように、和泉市の財政再建問題にかかわるだけではございません。特に同和行政の最大の問題が、窓口一本化だということは明らかだと思います。この弊害を取り除かなければ、本当の意味で、市長が言われてるような市民合意だとか明るい同和行政ができないと痛感する次第であります。

さらに、今回の補正の中で一番の問題点は、やはり朝から午後に通じて出ておりますように、市の主体性の問題とそれから議会の権威、その辺が非常に大きな問題として出されていると思

ます。この辺を全く無視してるといふか、無暴にも踏みにじっているということを感じるわけ  
でございます。

そして、中身の問題でいきますと、私どもが当初予算で指摘もいたしましたように、身障者と  
か老人とかの社会的弱者と言われる方々に対するものについても、いわゆる一律、画一的に削減  
をしておる、こういうところ辺に非常に大きな問題があると指摘をいたしました。支部の助成金  
とかその他、本来、もっと大幅に削減しなければならぬものを削減しなくて、他の社会的弱者  
に対する施策についても同等に削っていくという行政のやり方に対して批判をしたところであり  
ますが、この辺が当初から大きな問題であると思ひます。

そして、歳入においても明らかなように、特別交付税を最大限の努力をして確保するという自  
信を持っていると言われておりますが、これも全く不確実でありまして、確実に歳入できると考  
えられない。これが年度末になりましてまたもや歳入欠陥を生じ、その分が専決処分て更正減さ  
れていくという事態が恐らく起こるだろうという予測されるわけでありまして。

そういうさまざまな問題を含んでおりますので、今回の補正予算は、一部を除いてほとんどが  
年度当初における同和の見直しの復活であります。さまざまな問題を含んだ今回の補正予算につ  
きまして、私どもは、以上のような観点から反対をするものであります。採決を要求いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 反対者がおりますので、採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、よつて、議案第4号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第7「福祉施策切り捨てに反対する決議」を議題といたしま  
す。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第1号

福祉施策切り捨てに反対する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出いたします。

昭和55年2月20日提出

和泉市議会議員

仁	井		明
三	井	正	光
竹	下	義	章
天	堀		博
藤	原	要	馬
赤	阪	和	見
坂	上	国	治
松	下		定

### 福祉施策切り捨てに反対する決議

昭和55年度の国家予算編成の方針のなかで、児童手当や教科書の無償配布、老人医療の無料化等の切り捨てが行なわれようとしたことは誠に遺憾である。

政府は自らの失政で財政危機を招きながら、その責任をとることなく、財政再建を主にして福祉を従とする本末転倒の発想にたち、安易な福祉見直し論で、財政のつじつまを合わせようとしている。

児童手当は実施されて以来、すでに8年を経過しており、国民のなかに深く定着しているのである。

また、教科書の無償配布は、憲法第25条の精神からも継続しなければならないことは自明の理である。

しかもこれらの制度には、全国の父母や、多くの社会的に弱い立場の人々の悲願が込められているのであります。

しかるに財源があるから福祉を行い、財源が不足するからこれを切り捨てるなどという、国民生活無視の政府の姿勢に対しては、憤りを覚えるものである。

原油の急騰や、円安などによりインフレと不況が同時進行する、いわゆるスタグフレーションの激化による経済不安が、国民生活をさらに大きく圧迫しようとしている。この時代にこそ、福祉の充実を計り、国民生活の安定をはかるべきである。

財政再建は、景気浮揚による税の自然増収で財源確保をはかるとともに、行政機構の徹底的な改革と、不公平税制の是正によって行なわなければならない。

断じて福祉切り捨てによる財政再建は許すべきではない。

われわれは、こうした政府の国民無視の政治姿勢を厳しく監視し、福祉施策の後退を阻止させるものである。

以上決議する。

昭和55年2月20日

和 泉 市 議 会

- 議長（池辺秀夫君） 提案の趣旨説明を願います。
- 13番（赤坂和見君） ただいま局長の朗読のとおりであります。何とぞ議員皆様方の御賛同をよろしく願ひいたします。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、決議第1号を原案どおり決議することに決めます。

○

- 議長（池辺秀夫君） 日程第8「電気・ガス料金大幅値上げをはじめ一連の公共料金値上げに反対する決議」を議題といたします。  
決議文を朗読させます。  
（市会事務局長朗読）

決議第2号

電気・ガス料金大幅値上げをはじめ一連の  
公共料金値上げに反対する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出いたします。

昭和55年2月20日提出

和 泉 市 議 会 議 員

藤 原 要 馬  
仁 井 明  
三 井 正 光  
竹 下 義 章  
穴 瀬 克 己

坂 上 国 治  
松 下 定  
勝 部 津 喜 枝

電気・ガス料金大幅値上げをはじめ一連の  
公共料金値上げに反対する決議

私たち国民は、5年余におよぶ不況の波とともに諸物価の値上がりにより生活は大変な状況になっています。その上、いままた石油値上げを口実とした関西電力、大阪ガスの50～60%もの大幅値上げが不当にも申請されています。この値上げ申請は原価を公開せず過大な見積りや水増計算が含まれるなど全く不当なものです。

さらに、政府自ら米麦につづくたばこ、郵便料金的大幅値上げと料金法定制の骨ぬき、25%もの国立大学授業料値上げ、NHK受信料や国鉄、私鉄、航空運賃の値上げ、健保改悪による初診料、入院料の引き上げなど、いま準備されている各種公共料金の軒並み値上げは国民生活を一層苦しめるものです。又、電気、ガス料金の値上げにより年間約1億円の歳出増が見込まれ、今でも危機的な市財政を一層圧迫することになります。

よってこれら諸物価を引き上げる一連の公共料金値上げに反対し、その撤回を強く要求します。  
以上決議する。

昭和55年2月20日

和 泉 市 議 会

- 議長（池辺秀夫君） 提案の趣旨説明を願います。
- 22番（勝部津喜枝君） ただいま朗読のとおりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、決議第2号を原案どおり決議することに決めます。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本臨時会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、これにて閉会することに決めます。

○

○ 議長（池辺秀夫君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しましては、議員皆様方には公私御多繁の折にもかかわらず、長時間にわたりまして慎重審議をいただき、御提案申し上げました全議案につきまして御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

本議会を通じ、私の不手際等によりまして、議員皆様方に対して本当に御心痛と御迷惑をおかけいたしましたことを深く反省いたしますとともに、深くおわびを申し上げる次第でございます。

なお、助役の再任も賜わりまして、本市の執行体制も一層確立されました。今後は、議員皆様方の御期待におこたえすべく、渾身の努力をいたしてまいる所存でございます。何とぞよろしく御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、寒さなお厳しい折から議員各位の御自愛をお祈りいたしまして、はなはだ簡単でございますが、一言もって御礼のごあいさつにかえさせていただきたいと存じます。本当にありがとうございました。

○

（議長あいさつ）

○ 議長（池辺秀夫君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

本臨時会も議員皆様方の格別なる御協力と御熱心なる御審議によりまして諸議案の可決を賜りかつ御同意の関係諸議案につきましても御賛同をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方の御協力によりまして予定より早く、しかも円滑なる議事運営を終了できましたことをふかく御礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、本臨時会で指摘されました事項につきましては、十分肝に銘じて研究、検討されまして、御趣旨に沿われるよう努力されんことを要望いたしまして、ごあいさつといたします。大変長時間まことにありがとうございました。

（午後4時10分 閉会）

---

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

